

成長戦略策定会議の開催について

〔平成21年12月15日〕
閣 議 決 定

1. 政府一体となって成長戦略を策定するため、成長戦略策定会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
議長代行 副総理
副議長 内閣官房長官、経済産業大臣
議員 他のすべての国務大臣
3. 会議の事務局は、内閣総理大臣補佐官（国家戦略担当）が総括し、議長が指名する内閣府大臣政務官及び経済産業大臣政務官がそれを補佐する。
4. 会議の庶務は、内閣府の助け及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。